

ぬ　た　に　し　ち　く　か　つ　さ　い　か　け　い　か　く
沼田西地区活性化計画

広島県
広島県三原市

平成20年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	沼田西地区活性化計画				
都道府県名	広島県	市町村名	三原市	地区名	沼田西

目標 :

地形凹作成や農用地等集団化などの農地基盤整備(区画整理)の事前調査を行うことにより、地域住民で将来の地域づくり及び地域農業について、集落点検や地域営農ビジョン(案)の作成などを通して、考える契機を与えることになる。このことをきっかけに、平成23年度からは場整備を行うことを目指すものであり、農家戸数の減少(減少率7.7%⇒5%)を抑制させ、地域の活性化を図る。

目標設定の考え方

地区的概要 :

三原市は、広島県の東南部の標高0mから450mに位置する人口104,142人(H18.3.31生年本台帳人口)の市である。市の南部は瀬戸内海に面し、沼田川に沿って開けた平地～中山間農業地域で、北部は山間～丘陵農業地域である。三原市域の中でも沼田西町は、古くからの農村地域であるが、近年、三原西部工業団地ができ、農村地帯・工業地帯の混在する地域である。工業団地の整備が進んでいるものの、集落形成の根幹となる農業基盤の整備は遅れており、農地の改築や耕作放棄地、またそれにともなう環境悪化が懸念されている。この地域の農業は、水稻中心で戸別経営面積は小さく、土地利用型農業の展開は困難な状況である。そのため、三原市では本地域を「三原市農業振興地域整備計画」に位置づけ、優良な農地の確保・保全と農業振興のための各種施策を計画的に実施することとしている。

現状と課題

本地域は、古くから水稻を中心とした農業を基幹産業とした農村地域であったが、近年、工業団地や住宅団地が整備されたことにより、沼田西町全体では若干人口が増加している状況である。しかし、本地域の基幹産業である農業に携わる農家戸数が年々減少しており、農業の減退が進んでいる。また、農業生産面では、戸当たり耕作面積が小さく、非効率で収益性が低いため、耕作放棄による農地の荒廃が急増しており、地域の農業・農地及び集落を維持・保全していく上で、農家戸数の減少を抑制することが課題となっている。

今後の展開方向等

本地域の農業・農地及び集落を維持・保全していくためには、現在の農家戸数を維持していく必要がある。そのためには、まず地域が一体となって、地域の農業の将来像を検討し、その後、農地の基盤整備(区画整理)を行うことにより、農地の集団化と當農の低コスト化を図る。また将来的には農業集落法人を設立し、職業としての農業の確立、農家の定住促進から、本活性化地区全体の地域農業の活性化にも繋げるものである。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
三原市	沼田西地区	基盤整備(地形図作成)	三原市	有	イ	
三原市	沼田西地区	基盤整備(農用地等共同化)	三原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
三原市	沼田西地区	農業生産法人等育成緊急整備事業	広島県	計画期間:H23年度～H28年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当無し

3 活性化計画の区域

沼田西地区(広島県三原市)	区域面積	520 ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係:		
工業団地を除く当該区域の総面積520haのうち、農林地面積は490haで95%を占めている。また、1割以上が農業従事者である。		
②法第3条第2号関係:		
沼田西地区全体の人口は工業団地・住宅団地の進出により微増しているが、この地域の農村地域では農家戸数が減少している。(H12→H17で7.7%減) また、農業従事者の高齢化が進んでおり、地域の活性化を図るために農業の生産基盤の整備を行うことが不可欠である。		
③法第3条第3号関係:		
三原西部工業団地、小原工業団地付近の集落で、工業地帯、農村地帯の混在する地域であるが、本地区内に市街地を形成している区域はない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者				
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

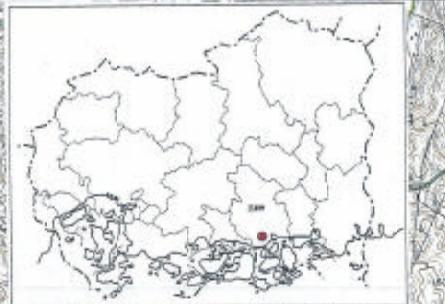
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の評価については、計画終了後に市として農家戸数調査を行い検証する。

三原市沼田西地区 活性化計画区域図

1/25,000



活性化計画区域面積 520ha

凡 例	
■	活性化計画区域
▨	除外区域（工業団地）
━	国道
━	県道
━	市道

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
広島県(代表) 広島県三原市	平成20年度～平成23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林水産部 農林整備局 土木整備課	082-513-3655	082-228-1301	nousenkyobar@pre.hiroshima.lg.jp
三原市 経済部 農林整備課	0848-67-5078	0848-64-1103	

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	3年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 は場整備事業に着手するまでの年数とする。(平成23年度着手予定)		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

III 優先枠を活用する事業に関する事項 該当なし

(交付対象事業別枠表)

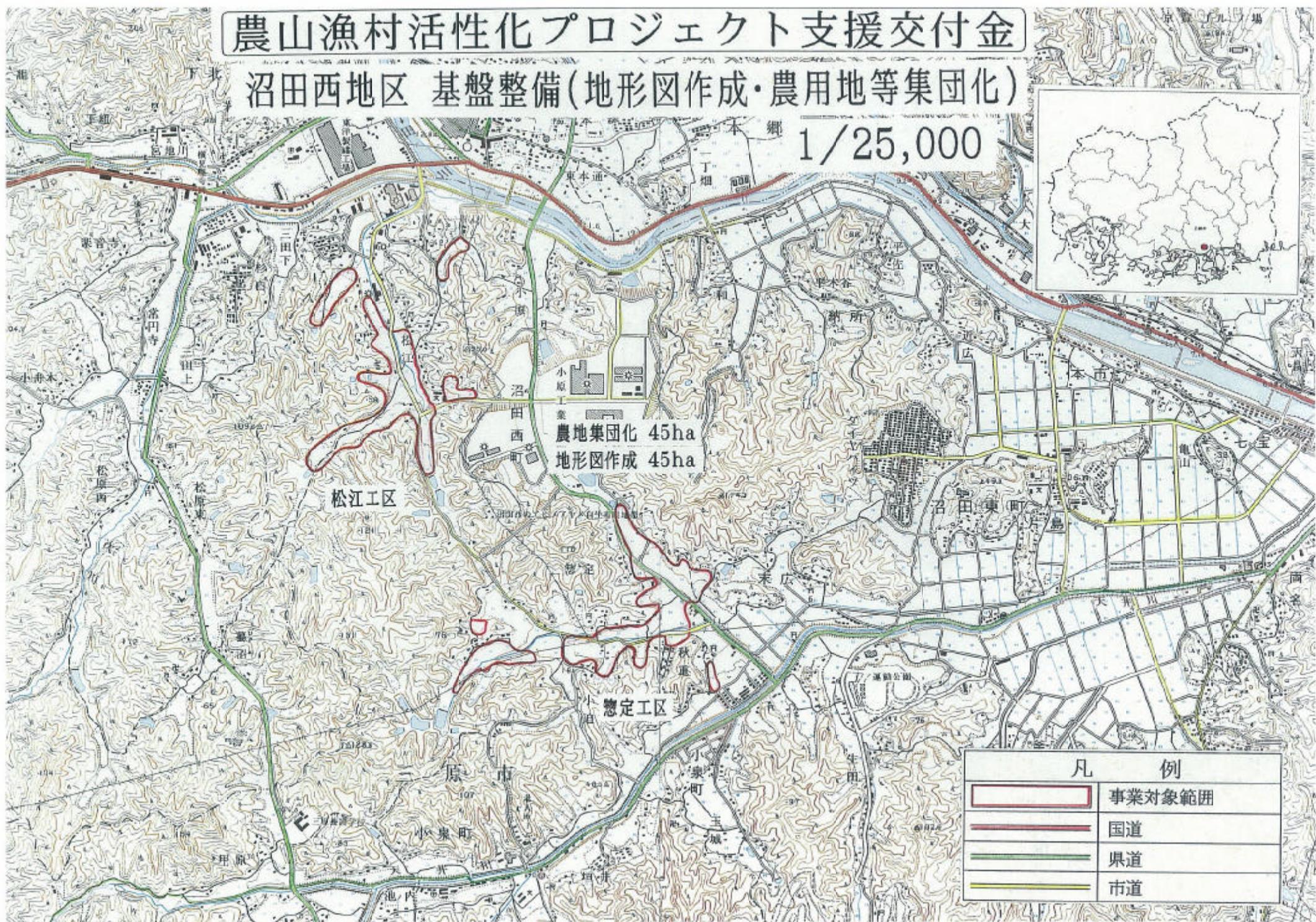
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出			
1 地域活性化条件を備え優先枠						
2 農林漁業等チャレンジ支援対象優先枠						
優先枠指標の設定根拠						
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性				
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出			
1 地域活性化条件を備え優先枠						
2 農林漁業等チャレンジ支援対象優先枠						
優先枠成果指標の設定根拠						
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性				

IV 鳥山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

沼田西地区 基盤整備(地形図作成・農用地等集団化)

1/25,000



凡 例

事業対象範囲
国道
県道
市道

(参考様式2)

事前点検シート

【地形図作成事業、農用地集団化事業 アロワ地区】

計画主体名	山陽果樹園三原町		
計画期間 実施期間	H20～H24 H20	総事業費(交付金)	14,300千円(8,030千円)【内訳:地形図作成事業:11,500千円(8,226千円), 農用地集団化事業:3,100千円(1,785千円)】

1. 利用企画について

項目	チェック欄	判別根拠
三権及び市農政課における計画目標が、林山底村の活性化のための定位告及び地林削交渉の促進に明確な法律及び司法に基づき国が決定する山木方針と適合しているか	○	定位寺の促進に資する地への農地利用集約を目標としており、基本方針に適合している。
市農業計画、地林削減地地盤整理計画、土地改良事業計画、森林林業基本計画、竹たね地盤改良整備事業計画その他の種別計画、地盤改良計画との連携、町議会等で認可されているか	○	三原市農業振興計画(事業管理計画)に位置づけられており、連携、配慮、相成が図られている。
活性化計画及び交付事業事業別枠組みに関する農林地活用業者を中心とした地域住民等の合意形成が図られているか	○	地域自治会総会において受益者及び地坂住民の合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	平成23年3月に沿山西土木改め又を設立する予定。
三権及び事業活動計画、計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農地の利用集約を行うことにより、効率的な農業経営を実現し、豊かな緑のある若い人の育成を図り、地域の活性化を目指すとにより減少傾向にある定住人口の回復につながる。
計画期間・実施期間は適切か	○	平成22年5月～平成24年1年間としており、基綱等で定められた期間にており適切である。
交付金額算定は交付限度額(事業費×交付額算定期付率)の範囲内か	○	委託で定められた交付率5.5／10としており範囲内である。

2. 調査事業について

項目	チェック欄	判別根拠
ヨリオしくは他の助成によって実施又は実際に完了した施設等を本交付金で切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成20年度新規出店である。
着地条件若しくは古木又は古材を利用したお取扱いを行う場合又は、同じ地盤で江戸時代プロジェクト支援金で令和新規の適用に定める基準を満たしているか	—	
交付事業とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(平成40年大蔵省令第34号)及び等による耐用年数が平成20年以上のものであるか	—	
■実じょうら効果の発現に佐持に見込まれるか		

貢献度・効果分析の手法は適切か(長山渓対岸活性化プロジェクト支援交付金における貢献度・効果分析の実施について(平成18年8月1日付け)第10号内閣水産省大臣訓令(長通知)により適切に行われているか)	○	「長山渓活性化プロジェクト支援交付金における貢献度・効果分析」に基づき行っている。
上記の貢献度・効果分析による算定期間が「10年以上」となっているか	○	漁業区作成事業、林木区作成事業では、投資効率が1.0とみなすことができるようになっている。
事業内容、事業実施主体等については実施委託等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は元住等の促進に資する狙い等への長山渓利便性等である。 事業実施主体は二原市で、又前美濃の要件を満たしている。
人にに対する交付ではないか、本と二重からTの合意がないか	○	事業実施主体は二原市である。
事業の実施日の見直し等は適正か		
伊賀田川流域の橋頭となる区域にあっては当該区域の入り口のある者や都市との交渉状況(現状と今後の見込み)を踏まえて、いか	—	
近傍市町村の類似演習等の既存状況と利害状況等を踏まえているか	—	
利用者や収益等など事業の利用形態を検討しているか	—	
施設等の構造や設置場所、地域における他の施設との左擁等の連携等について後削除されているか	—	
事業精算等は適正か		
過入な精算をしていないか	○	農林水産省土地改工事積算基準に沿って積算を行っている。
運営・監査コストの低減に努めているか	—	
開発延長権は交付対象として選定されるべきか(必契約かあるか、汎用性の高いものを交付対象としているか)	—	
付与する対象として適正か(汎用性の高いものを交付するとしているか)	—	
新設予定地は、農業の立地性、農業生産者の利便性等、既存の取扱い(計画)が適正か	—	
施設日程が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
事業実施までの負担(経費、見度資金の元本等を含む)について十分説明され、適正な資金計画と匡算計画が策定されているか	○	二原市の新市道改計画に計上されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・運営に必要な資金はあるか)	—	
収支をどう施設等にあては収支の額を策定しているか(また、収支計画に經營難易度を受けたなど複数のものとなっているか)	—	
他の事業との合併・施行等の場合、事業者の権限等が適正に行われているか	—	